

# 動物検疫業務の概要

農林水産省 動物検疫所  
*Animal Quarantine Service*  
*Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries*



令和5年4月20日

農林水産省 動物検疫所

# 本日の内容

1. 動物検疫の概要  
輸入検疫の強化
2. 輸出促進
3. 国内支援 他
4. まとめ



# 本日の内容

1. 動物検疫の概要  
輸入検疫の強化
2. 輸出促進
3. 国内支援 他
4. まとめ

# 動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと



動物の係留検査

保税倉庫やコンテナ  
ターミナル等での  
畜産物の検査



空海港の動物検疫  
カウンターでの旅客  
等の手荷物検査

犬・猫等の検査

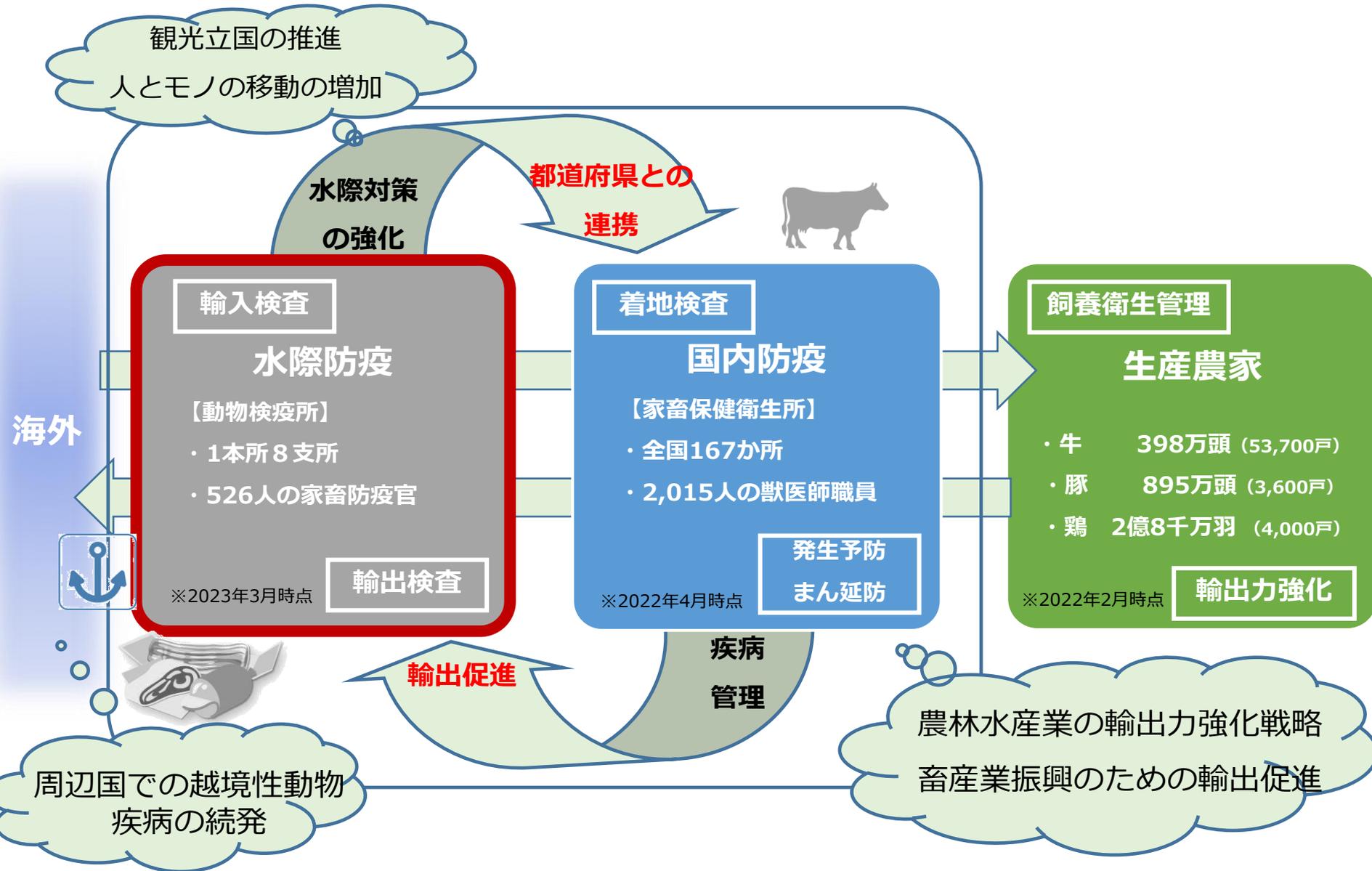


# 動物検疫業務に係る主な法律

法律	目的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
<b>家畜伝染病予防法</b> (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偶蹄類の動物</li> <li>・馬</li> <li>・家きんとその卵</li> <li>・うさぎ、蜜蜂</li> <li>・犬</li> <li>・これらの骨、肉、皮、毛等</li> <li>・ソーセージ、ハム、ベーコン</li> <li>・穀物のわら及び飼料用の乾草</li> </ul> 	監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種)
<b>狂犬病予防法</b> (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬</li> <li>・猫</li> <li>・あらいぐま</li> <li>・きつね</li> <li>・スカンク</li> </ul> 	R1/H31年の家畜伝染病の発生 ヨーネ病 384戸1,074頭 豚熱 45戸102頭 流行性脳炎 1戸1頭 腐蛆病 33戸104群  狂犬病 1958年以降 我が国での発生なし
<b>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</b> (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サル</li> </ul> 	エボラ出血熱 マールブルグ病
<b>水産資源保護法</b> (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類(さけ科魚類、こい、ふな属魚類(きんぎょ等)、こくれん、はくれん等)</li> <li>・甲殻類(くるまえばい科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類)</li> <li>・貝類等(とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや 等)</li> </ul> 	24疾病 コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

# 我が国の家畜防疫体制（水際防疫と国内防疫）



# 動物検疫所の配置（1本所、8支所、18出張所、5分室）

● 動物検疫所を配置している場所：35箇所

（1本所、8支所、18出張所、5分室に加え、3事務所）

※ 胆振分室は指定港と一致しない

▲ 動物検疫所を配置していない指定港：75箇所

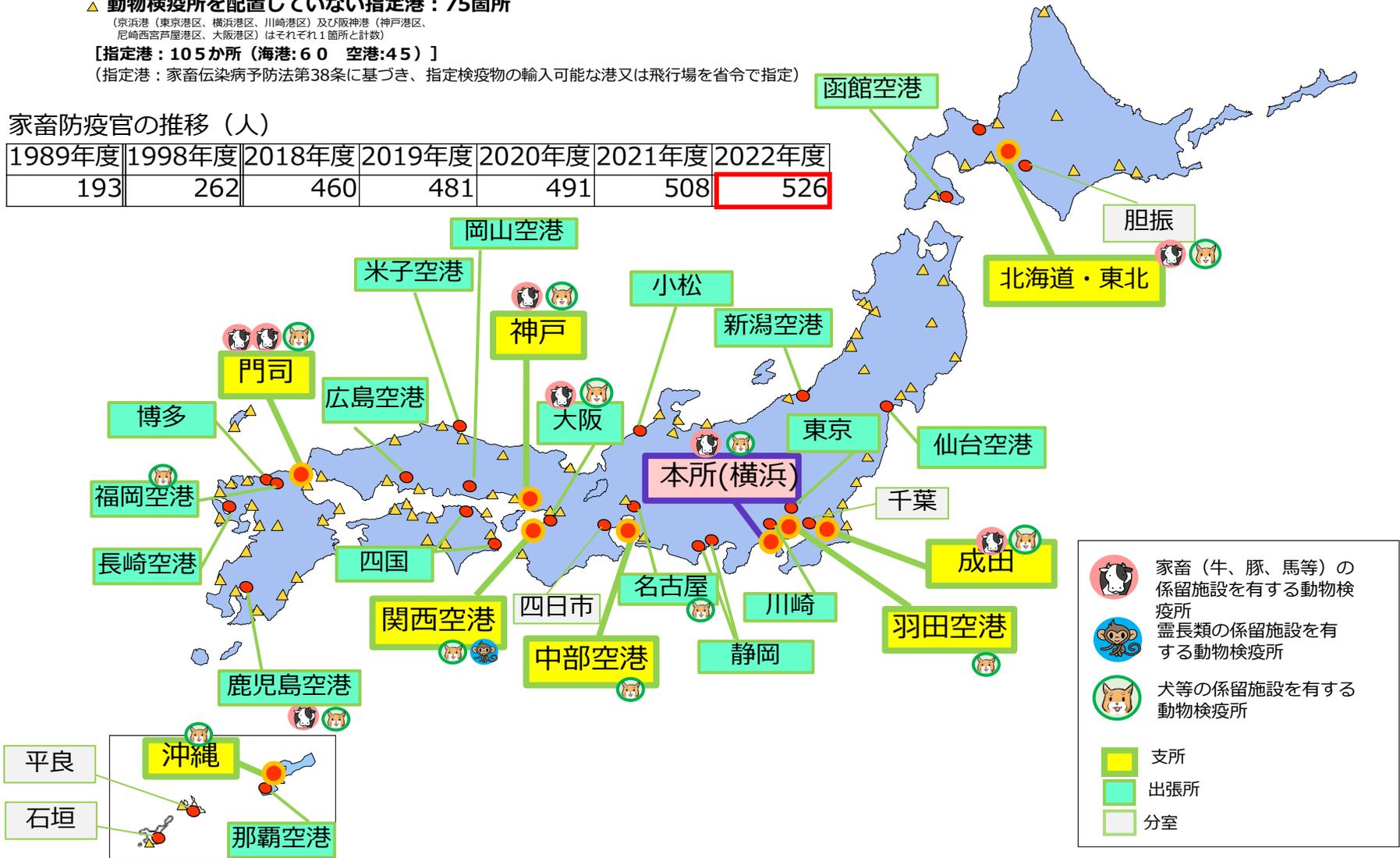
（京浜港（東京港区、横浜港区、川崎港区）及び阪神港（神戸港区、尼崎西宮芦屋港区、大阪港区）はそれぞれ1箇所と計数）

【指定港：105か所（海港：60 空港：45）】

（指定港：家畜伝染病予防法第38条に基づき、指定検疫物の輸入可能な港又は飛行場を省令で指定）

## 家畜防疫官の推移（人）

1989年度	1998年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
193	262	460	481	491	508	526



# 動物検疫所の家畜の係留施設

